

○四万十町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成30年8月30日告示第78号

(設置)

第1条 本町における男女共同参画を推進するため、四万十町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者 2人以内
- (2) 関係団体が推薦する者 3人以内
- (3) 公募による者 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則（令和元年12月10日告示第100号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月5日告示第92号）

この告示は、公布の日から施行する。